

挟まれ・巻込まれ災害防止規程 目次

1. 総 則	-----	1
1.1 適用範囲	-----	1
1.2 目的	-----	1
1.3 用語及び定義	-----	1
1.4 挟まれ・巻込まれ防護措置	-----	1
1.5 従業員の遵守義務	-----	2
2. 標準防護覆い	-----	2
2.1 標準防護覆いの要件	-----	2
2.2 標準防護覆いの材料	-----	2
2.3 標準防護覆いの骨組み	-----	2
2.4 標準防護覆いの間張り	-----	3
2.5 標準防護覆いの間張り穴	-----	3
3. 安全距離	-----	4
3.1 危険箇所を直接覆う場合の標準防護覆いの最小高さ	-----	4
3.2 上部の標準防護覆いの高さ	-----	4
3.3 柵囲を兼ねる標準防護覆いの高さ	-----	4
3.4 床とのすき間	-----	5
3.5 インターロック	-----	5
4. 危険箇所の防護に関する一般通則	-----	5
4.1 原動機、回転軸	-----	5
4.2 動力制御	-----	6
5. 作業点における機械の防護	-----	6
5.1 圧延ロール機	-----	6
5.2 粉碎機、混合機	-----	6
5.3 ウインチ、インクライン	-----	7
5.4 遠心機械	-----	7
5.5 コンベヤー	-----	7
6. 管理	-----	7
6.1 工場長・部長の任務	-----	8
6.2 管理者の任務	-----	8
6.3 監督者の任務	-----	8
7. 従業員の任務	-----	9
7.1 手袋の使用禁止	-----	9
7.2 運転禁止札の取り扱い	-----	9
7.3 惰性回転物の接触禁止	-----	9
7.4 コンベヤーの接触禁止	-----	9
7.5 共同作業での合図の徹底	-----	9